

道総研フェロー登録要綱

平成25年5月7日

1 趣 旨

地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」と略す。）を退職した研究職員であって退職後においても研究活動を自発的に行い高度な知識を生かして道総研の研究や広報に貢献する意思を有する者を「道総研フェロー」として登録し、その研究活動を支援するとともに、道総研が行う研究及び広報との連携を図る。

2 内 容

- (1) 理事長は、道総研を退職した研究職員（再雇用されていた者が退職した場合を含む）であって退職後においても研究活動を自発的に行い高度な知識を生かして道総研の研究や広報に貢献する意思を有する者を、退職時または退職後における本人からの申し出に基づき、「道総研フェロー名簿」に登録することができる。
- (2) 道総研フェロー名簿に登録された者を「道総研フェロー」と称する。
- (3) 理事長は、道総研フェローに対して登録証を発行する。
- (4) 道総研は、道総研フェローの研究活動を支援するため、次のことを行う。
 - ア 道総研研究職員データベースの中に道総研フェローのページを用意し、道総研在職中に研究職員データベースに登載していた論文等は退職後も引き続き登載するとともに、退職後に発表した論文等を逐次追加して登載する。
 - イ 道総研フェローには、在職中に使用していた道総研のメールアドレスを引き続き付与する。
 - ウ 道総研フェローには、道総研各機関の図書室の利用を認める。
 - エ 道総研フェローの研究成果発表の機会を用意し、現役職員との交流を促進する。
- (5) 道総研フェローは、研究職員データベースに登載された論文等の研究内容に関し、道総研から研究や広報のために必要な説明等を求められた場合は、積極的に協力を行うものとする。この場合、道総研は、原稿執筆料や講演料等、別途支給対象となる場合を除いて謝金は支給しないが、説明等のために遠隔地からの来所等を求める場合は旅費を支給する。

3 運用上の留意事項

- (1) 退職後にデータベースに登載する論文等については、他の学会誌、雑誌等に掲載されたものであることを基本とする。なお、論文の内容が科学技術研究の範囲を越え、法令や道の政策と相反するものであると判断される場合には、これを登載しないことができる。
- (2) 道総研フェローとして登録することを申し出た者に対しては、登録後において知り得た道総研の研究上または行政上の秘密事項を他に漏らさないことの約定を求める。
- (3) 次のいずれかの場合は、道総研フェロー名簿への登録を抹消することができる。
 - ア 道総研フェローから登録抹消の申し出があった場合
 - イ 道総研フェローが約定に反して秘密事項を他に漏らした場合
 - ウ 道総研フェローに道総研の信用を損なう行為があったと認められる場合
 - エ 研究職員データベースの情報内容の更新が3年以上行われていない場合